

星薬科大学学則

〔昭和25年4月1日
制 定〕

改正 昭和34年4月1日 昭和38年4月1日
昭和39年4月1日 昭和46年4月1日
昭和51年4月1日 昭和52年4月1日
昭和53年4月1日 昭和55年4月1日
昭和56年4月1日 昭和57年4月1日
昭和61年4月1日 昭和62年4月1日
昭和63年4月1日 平成2年1月1日
平成2年4月1日 平成3年4月1日
平成4年4月1日 平成4年7月25日
平成5年3月13日 平成5年4月1日
平成6年4月1日 平成7年4月1日
平成9年4月1日 平成10年4月1日
平成11年4月1日 平成12年4月1日
平成13年1月10日 平成13年2月27日
平成14年2月13日 平成15年7月8日
平成16年10月28日 平成17年8月2日
平成18年1月11日 平成19年4月1日
平成21年4月1日 平成23年4月1日
平成24年7月24日 平成25年4月1日
平成26年4月1日 平成27年4月1日
平成27年7月21日 平成28年4月19日
平成28年5月31日 平成28年10月18日
平成29年3月21日 平成29年12月19日
平成30年4月1日 平成31年4月1日

第1章 総則

- 第1条 星薬科大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、薬学に関する学理及び応用を教授，研究し人格の陶冶を図り，医療，福祉及び環境衛生の向上に寄与するとともに，文化の創造と発展に貢献することを目的とする。
- 第2条 本学は，その教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動の状況について自ら点検評価を行い，その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。
 - 3 本学は，教授法や授業運営などの改善を図るための組織的な研究及び研修を行うものとする。

4 前項の実施体制及び方法に関する事項は別に定める。

第 3 条 本学薬学部に薬学科，創薬科学科を置く。

2 薬学科は，臨床の現場において高い倫理観と高度な専門性を発揮できる薬剤師の養成を目指すものとする。

3 創薬科学科は，薬学を基礎として生命・健康を科学し，創薬研究・開発に携わる人材の育成を目指すものとする。

第 2 章 収容定員

第 4 条 本学学生入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

薬 学 科 入学定員 260 名 収容定員 1,560 名

創薬科学科 入学定員 20 名 収容定員 80 名

第 3 章 修業年限

第 5 条 本学の修業年限は，薬学科については 6 年とし，創薬科学科については 4 年とする。

第 6 条 在学期間は，修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。ただし，休学の期間は算入しない。

第 4 章 学年，学期，休業

第 7 条 学年は，4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 8 条 学年は分けて次の 2 期とする。

前 期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日より 3 月 31 日まで

第 9 条 学年中の休業日は，次のとおりである。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

大学創立記念日（5 月 18 日）

春期休業（3 月 20 日より 4 月 10 日まで）

夏期休業（8 月 1 日より 9 月 15 日まで）

冬期休業（12 月 25 日より 1 月 7 日まで）

第 10 条 必要に応じ学長は，休業日を変更することがある。

第 5 章 授業科目及び単位数

第 11 条 本学において教授する授業科目及び単位数は，別表のとおりである。ただし，教授会の議を経て，一部変更することがある。

第 6 章 履修方法

第 12 条 授業科目は，薬学準備教育科目，薬学専門教育科目に分ける。

第 13 条 各授業科目の担当者及び時間割は，毎学期の始めに公示する。学生は，これによって所定の期日までにその履修すべき科目を選定して届けなければならない。

第 14 条 学生は、第 11 条に規定する授業科目について次の科目区分により、薬学科については 188 単位以上、創薬科学科については 125 単位以上を修得することとする。

(1) 薬学科

薬学準備教育科目 27.5 単位

薬学専門教育科目 160.5 単位

(2) 創薬科学科

薬学準備教育科目 41 単位

薬学専門教育科目 84 単位

第 15 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、本学が各授業科目について定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が各授業科目について定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 16 条 授業科目履修の成績は、試験によって判定し、合格した者に対し単位を与える。ただし、論文、報告書その他をもって、試験に代えることができる。

第 17 条 授業科目の試験は、原則として学期末に行う。この試験を本試験と称する。

2 授業科目によっては、前項の規定のほか随時に試験を行うことがある。この試験を臨時試験と称する。

第 18 条 実験、実習、実技等については、その平常の考査をもって試験に代えることができる。

第 19 条 成績は、秀、優、良、可、不可の 5 段階にわかれ、秀、優、良、可を合格とする。

第 20 条 各授業科目毎にその授業時間数の 3 分の 2 以上出席した者でなければ、試験を受けることができない。ただし、事情により教授会の議を経て受験を許可することがある。

第 21 条 本試験に、不合格となった者並びに病気その他の事故により受験できなかった者は、別に定める規定により追再試験を受けることができる。

第 7 章 卒業及び学位授与

第 22 条 本学薬学部薬学科に 6 年以上在学し及び創薬科学科に 4 年以上在学し、第 14 条に定める所定の単位を修得した者は、卒業を認め、薬学科については学士（薬学）、創薬科学科については学士（薬科学）の学位を授与する。

2 学位記の様式については本学学位規程に定める。

第 8 章 入学、休学、退学、再入学、転学、転学科

第 23 条 入学の時期は毎学年の始めとする。

- 第 24 条 本学に入学することのできる者は次の各号の一つに該当する者とする。
- (1) 高等学校を卒業した者若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程により、これに相当する学校を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者
- 第 25 条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料及び写真を添えて提出しなければならない。
- 第 26 条 選抜試験または選考の結果、合格した者は、所定の期日までに次の手続をしなければならない。
- (1) 入学金、授業料（前期分）及びその他の納付金を納入すること。
 - (2) 身上調査書・保証人連署の誓約書及び写真を提出すること。
- 第 27 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。
入学を許可された者は、別に定めるところにより宣誓しなければならない。
- 第 28 条 本学に転入学を希望する者に対しては、欠員ある場合に限り選考の上、入学を許可することがある。上記により転入学を許可された者の履修科目及び年数は、教授会の議を経てこれを定める。
- 第 29 条 保証人は、独立の生計を営む成年者で学生の一身上に関し確実に保証の責任を負う者でなければならない。
- 2 保証人が遠隔の地に居住する場合は、別に第二保証人を置かななければならない。
 - 3 第二保証人は、東京都内又は隣接市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で本学において適当と認められたものでなければならない。
- 第 30 条 保証人が死亡したとき、又は前条の要件を欠いたときは遅滞なく申出て手続をしなければならない。保証人の変更があったとき、又は改姓、転居した場合も同じである。
- 第 31 条 学生が疾病その他やむをえない事情により退学しようとする場合は、事由を詳記し、保証人連署の上願い出て学長の許可を得なければならない。
- 第 32 条 前条により退学した者が 3 年以内に再入学を願い出たときは、選考の上、これを許可することがある。
- 2 再入学の学年は、原則として退学した学年とし、再入学の時期は学年の始めとする。
 - 3 再入学の申請期日は、再入学を希望する前年度の 1 月末日までとする。
 - 4 再入学を許可された者の在学期間は、退学前の在学期間を累積するものとする。

また、休学の期間等も同様に累積するものとする。

- 5 再入学の選考、手続及び学費等については別にこれを定める。
- 第 33 条 学生が疾病その他やむをえない事由により休学しようとする場合は、その事由を詳記して保証人連署の上、休学を願い出て学長の許可を得なければならない。
- 2 休学は、原則として 1 年を超えることはできない。ただし、引続き休学を要する場合は、あらためて許可を願い出なければならない。
- 3 休学の事由が消滅し復学しようとする場合は、その事由消滅を明らかにする理由書を添付し、保証人連署の上願い出て学長の許可を得なければならない。
- 4 休学の期間は通算して 3 年を超えることができない。
- 第 34 条 学長は、学生が疾病その他の事故により成業の見込がないと認めた場合は、これを退学とすることがある。
- 第 35 条 学生が転学しようとする場合は保証人連署の上、事由を詳記して学長に願い出て、許可を得なければならない。
- 第 36 条 他学科へ転学科を志願する者があるときは、学長は各学科の定員の範囲内で選考の上、教授会の議を経て転学科を許可することができる。
- 2 転学科を許可された者の在学すべき年数、履修科目及び修得単位数は、教授会の議を経て、学長が認定する。

第 9 章 入学金、授業料、その他の納付金

第 37 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費は次のとおりとする。納期は別にこれを定める。

(1) 入学検定料	一般 A 方式	16,000 円
	一般 S 方式	25,000 円
	推薦及び一般 B 方式	35,000 円
(2) 入 学 金 (入学手続時納入)		400,000 円
(3) 授 業 料 (年額)		
	薬 学 科	1,300,000 円
	創薬科学科	1,000,000 円
(4) 施設設備費 (年額)		
	薬 学 科	630,000 円
	創薬科学科	630,000 円

ただし、在学生の授業料及び施設設備費は入学時の納付金額を適用する。

また、実習費は原則として授業料の中に含まれるが、病院実習及びその他の実習に当たり、実習費等を徴収することがある。

第 38 条 入学を許可された後入学を辞退する場合の納付金の取扱いについてはこれを別に定める。

第 39 条 一旦納付した授業料及びその他の納付金は、原則として返還しない。なお、授業料等の納付をおこたった者については、除籍することがある。

- 2 授業料等の納付をおこたり除籍となった者が復籍したい場合は、除籍から 3 年以内であれば、未納であった授業料等を全て納付し、復籍を申請することがで

きる。

3 復籍の手続き等については、別にこれを定める。

第 40 条 正規の手続きを経て休学を許可された者は、願いによりその期間中授業料及び施設設備費を減免することがある。

第 10 章 職員組織

第 41 条 本学に下記の職員を置く。

- (1) 学 長
- (2) 教 授
- (3) 准 教 授
- (4) 講 師
- (5) 助 教
- (6) 助 手
- (7) 事務局長
- (8) 部・課長
- (9) 事 務 員
- (10) 図書館職員（司書）
- (11) 校 医
- (12) 技 術 員
- (13) 労務職員

2 学長は、必要に応じて別に定めるところにより副学長を置くことができる。

第 42 条 職員服務規程は、別にこれを定める。

第 11 章 教授会

第 43 条 教授会は、学長及び教授をもってこれを組織し、学長がその議長となる。ただし、学長に事故があるときは、副学長が置かれている場合を除き、前任教授がこれを代行する。

第 44 条 議長は、必要に応じて准教授その他の職員を教授会に出席させることがある。

第 45 条 教授会は学長が招集する。ただし、教授の 3 分の 2 以上の要求があったとき、学長はこれを開催しなければならない。

第 46 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学，単位認定，卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 休学，退学，復学，再入学，転学，転学科その他学生の身分に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 教員人事に関する事項
- (2) 教育・研究に関する事項

- (3) 施設・設備に関する事項
- (4) 学則，諸規定に関する事項
- (5) 教育・研究予算に関する事項
- (6) 第1号から前号までと同程度に重要な事項
- (7) その他学長が必要であると認める事項

第47条 教授会記録の作成並びに保管は，学長指名の者がその任に当る。

第12章 委託生，特別実習委託生，研究生，科目等履修生，交換留学生

第48条 官庁，公共団体より修業科目を定めて入学を願い出たときは，教授会の議を経て委託生としてこれを許可することがある。

第49条 委託生は，その学修した授業科目につき試験を受けることができる。その試験に合格した者には，願い出により修業証書を授与する。

- 2 委託生の授業料は，授業科目1単位につき20,000円とする。ただし，実験，実習に要する実費は委託生がこれを負担するものとする。

第50条 他の大学の学生が，本学の特別実習を担当する教室・研究室において実習指導を受けようとするときは，当該学生の所属する大学又はその学部・学科等との協議に基づき，教授会の議を経て特別実習委託生としてこれを許可することがある。

第51条 特別実習委託生の授業料は，前条の協議に基づき決定する。

第52条 本学教授の指導を受けて特殊の事項について研究しようとする者は，教授会の議を経て選考の上研究生としてこれを許可することがある。

第53条 研究生の指導教授は，教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 研究生で願い出る者には，研究期間証明書を交付する。

- 3 研究生の研究費は年額500,000円とする。ただし，実験，実習に要する実費が一定基準より高額になる場合は研究生がこれを負担するものとする。

第54条 特定の授業科目について履修を願い出る者があれば，本学の教育研究に支障のない場合に限り，教授会の議を経て科目等履修生としてこれを許可することがある。

第55条 科目等履修生が履修した授業科目の試験を受け，これに合格した者には所定の単位を授与する。

- 2 科目等履修生の履修料は履修科目1単位につき20,000円とする。ただし，科目等履修生医療薬学専修コースの学費については別に定める。

第56条 本学と外国の大学との間において締結した協定に基づき願い出る者があれば，教授会の議を経て交換留学生としてこれを許可することがある。

第57条 交換留学生の授業料は，原則として徴収しない。

第58条 委託生，特別実習委託生，研究生，科目等履修生，交換留学生は特に規定するもののほかは，すべて本学則を準用する。ただし，第5条，第6条，第14条，第22条は適用しない。

第13章 賞罰

第59条 学生の中で学業並びに人物が優秀な者は、これを表彰する。

第60条 学生の中で本学則に違背し、または学生の本分を守らない者は、教授会の議を経て、学長はこれを懲戒処分する。

2 懲戒の種類は次の通りである。

(1) 訓戒

(2) 停学

(3) 退学

3 第1項に該当する学生は懲戒処分決定までの間、自宅待機とする。

第61条 停学が3ヶ月以上のときは、その期間は在学年数に算入しない。

第62条 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 同一学年に3年間在学し、なお、進級できない者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第14章 学生通則

第63条 学生通則は別にこれを定める。

第15章 学生寮及び衛生保健施設

第64条 本学に学生寮を置く。学生寮に関する規定は別にこれを定める。

第65条 職員及び学生の保健のため、毎年1回以上健康診断を行う。

第66条 本学に保健管理センターを設け、校医をして、職員及び学生の衛生保健に関する相談並びに治療に当らせる。

第16章 附属施設

第67条 本学に研究所、図書館及び薬用植物園を附設する。

第68条 研究所は創薬のための基礎とその応用の研究及び教育を行うことを目的とする。この細則は研究所規程をもって定める。

第69条 図書館は本学職員、学生の図書閲覧に供するほか、一般薬学研究者の利用に便宜を与えることを目的とする。この細則は、図書館規程をもって定める。

第70条 薬用植物園を実習及び研究のために設ける。その管理及びその他に関する細則は、薬用植物園規程をもって定める。

第17章 公開講座

第71条 本学に公開講座を設けることがある。

第72条 公開講座は、随時行うがすべてその都度教授会の議に基づいて決定する。公開講座に関する細則は別にこれを定める。

〔昭和 25 年 4 月 1 日から平成 63 年 4 月 1 日までの附則・略〕

附 則

- 1 本則施行について必要なことは、細則をもってこれを定める。
- 2 この学則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。
〔平成 2 年 4 月 1 日から平成 17 年 4 月 1 日までの附則・略〕

附 則

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 18 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学するものについては、従前の例による。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 32 条は平成 21 年 3 月 31 日以降の退学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 24 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、原則として従前の例による。

附 則

この学則は、平成 27 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。ただし、平成 28 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、原則として従前の例による。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1-1【薬学科】

薬学準備教育科目（単位表）

（ ）内は実習単位の数（内数）

学 科 目	開設単位数	授 業 科 目
人 と 文 化	55.5	薬学人としての教養入門 西洋の言語と風土 コミュニケーション概論 論文の書き方 歴史人類学 医療と政治 医療心理学 現代経済論 スポーツ実技 芸術と社会 西洋の歴史と文化 医療哲学ゼミナール 現代社会論 ジェンダー論 心理学ゼミナール 東洋の文化と芸術 体育実技 医療社会論 生命倫理 教育学ゼミナール 法学ゼミナール 心の科学 スポーツ科学 ロジカルライティング エコロジー論 法学概論 物質と宇宙 人間の発達 スポーツセラピー 数理科学の方法 異文化理解 外国からみた日本 アジアの人と文化 世界の宗教と社会 国際ジャーナリズム 世界の法と経済 世界の統合医療 [9 単位選択必修]
薬 学 英 語	15	英語リーディング・ライティング 英語スピーキング 英語ディスカッション 医療・薬学英语Ⅰ,Ⅱ [15 単位必修]
情 報 科 学	3.5	情報科学と情報倫理 情報科学演習 情報リテラシー [3.5 単位必修]

薬学準備教育科目 27.5 単位必修

薬学専門教育科目（単位表）

学 科 目	開設単位数	授 業 科 目
薬学と社会	8.5	薬学の心構えⅠ，Ⅱ ファーマシューティカルコミュニケーション 医療人としての薬剤師 薬学と社会Ⅰ，Ⅱ [8.5 単位必修]
物理系薬学	16.5	数学 物理学 物理化学Ⅰ，Ⅱ 分析化学Ⅰ，Ⅱ 臨床分析の基礎と応用 製剤化のサイエンスⅠ，Ⅱ バイオスタティスティクス 医薬品開発と生産のながれ [16.5 単位必修]
化学系薬学	15	化学 有機化学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ 天然資源Ⅰ，Ⅱ 生物有機化学 創薬化学 [15 単位必修]
生物系薬学	16.5	生化学Ⅰ，Ⅱ 機能形態学Ⅰ，Ⅱ 微生物学 細胞生物学 免疫学 分子生物学 衛生学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ [16.5 単位必修]
医療薬学	18	薬理学Ⅰ，Ⅱ 患者・医薬品情報 薬物動態Ⅰ，Ⅱ 薬物治療Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ 薬物治療の個別化・最適化 疾患・有害事象の症候 [18 単位必修]
薬学 研 究	6.5	研究入門 研究倫理 研究の現場 研究特論Ⅰ，Ⅱ [6.5 単位必修]
薬学 演 習	12	基礎演習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ，Ⅴ，Ⅵ 総合薬学演習Ⅰ，Ⅱ [12 単位必修]
薬学 実 習	11 (11)	物理系実習Ⅰ，Ⅱ 化学系実習Ⅰ，Ⅱ 生物系実習Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ 卒論準備実習 [11 単位必修]
アドバンスト・ コース	51(30)	アドバンスト実務実習(病院) アドバンスト実務実習(薬局) 海外実務研修 海外応用研修 応用研究 専門薬剤師特論Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ 在宅医療 臨床栄養学 救命救急・災害医療 チーム医療 医療現場におけるヒューマンエラー 医療倫理学 東洋医薬学概論 老年医学概論 緩和医療薬学 臨床研究・統計 医薬品製造学 医療保険概論 食品学特論 医薬・医療ビジネス論 司法と薬学 国際基準の英語（TOEFL 対策） ファーマシストのための実践英会話 薬事と行政 衛生学特論 応用免疫学 リーダーシップ学 ステップアップ・プレゼンテーション 医薬品等に関わる規制緩和と国際標準 医薬品開発戦略論 医薬品評価レギュラトリーサイエンス 実用数学 A， B 環境衛生学 応用分子生物学 アカデミック・ライティング 健康食品概論 構造解析学 A， B 一般統計 一般薬理学 実践薬剤学 生物実験法 栄養と保健衛生 [11 単位以上を選択し修得]
実務実習	29.5 (28)	早期臨床体験学習 事前学習 病院・薬局実務実習 [29.5 単位必修]
特別実習	16 (16)	医療薬学特別実習 [16 単位必修]

薬学専門教育科目 160.5 単位必修

1-2【創薬科学科】

薬学準備教育科目（単位表）

（ ）内は実習単位の数（内数）

学 科 目	開設単位数	授 業 科 目
薬学と教養	2.5	薬学人としての教養入門 薬学の心構え 〔2.5 単位必修〕
社会と教養	11	現代日本と起業 ケースメソッド経営学 経済学・経営学の基礎 医療経営論 医療ビジネスマネジメント論 薬事関連法・制度 〔11 単位必修〕
人 と 文 化	54	西洋の言語と風土 コミュニケーション概論 論文の書き方 歴史人類学 医療と政治 医療心理学 現代経済論 スポーツ実技 芸術と社会 西洋の歴史と文化 医療哲学ゼミナール 現代社会論 ジェンダー論 心理学ゼミナール 東洋の文化と芸術 体育実技 医療社会論 生命倫理 教育学ゼミナール 法学ゼミナール 心の科学 スポーツ科学 ロジカルライティング エコロジー論 法学概論 物質と宇宙 人間の発達 スポーツセラピー 数理科学の方法 異文化理解 外国から見た日本 アジアの人と文化 世界の宗教と社会 国際ジャーナリズム 世界の法と経済 世界の統合医療 〔6 単位以上選択修得〕
薬学英語	16	総合英語Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳ 薬学生のための実践英語 英語リスニング・スピーキング 英語プレゼンテーション 〔16 単位必修〕
情報科学	5.5	情報科学と情報倫理 情報科学演習 現代の情報技術 情報リテラシー 実践統計学 〔5.5 単位必修〕

薬学準備教育科目 41 単位以上修得

薬学専門教育科目（単位表）

学 科 目	開設単位数	授 業 科 目
物 理 系 薬 学	9	数学 物理学 基礎分析化学 機器分析化学 分子イメージング 応用製剤学 [9 単位必修]
化 学 系 薬 学	6	化学 有機化学概論 I, II 天然物化学 [6 単位必修]
生 物 系 薬 学	9	生物学概論 生体分子学 微生物学概論 遺伝子工学 分子細胞生物学 毒性学 [9 単位必修]
医 療 薬 学	6	基礎生理学 基礎薬理学 疾患薬理学 生物薬剤学 [6 単位必修]
薬学研究・実習	9	研究入門 創薬系実習 I, II, III, IV [9 単位必修]
選 択 必 修 科 目	4	食品衛生化学 衛生化学 応用微生物学 環境微生物学 相互作用 バイオ情報科学 ゲノム 再生医療 [1 単位必修]
選 択 科 目	5.5 (創薬科学科 独自開設分)	courser I, II キャリアディベロップメント 薬学生のための実践英語 *薬学科の専門科目を選択科目として履修可能 [12 単位以上修得]
特 別 実 習	42(42)	創薬科学特別実習 アドバンスト創薬科学特別実習 学外体験学習 I, II [32 単位以上必修]

薬学専門教育科目 84 単位以上修得